

ひとり親家庭等にヘルパーを派遣します

（高槻市ひとり親家庭等日常生活支援事業のご案内）

高槻市では、母子家庭、寡婦及び父子家庭（これらの家庭を「ひとり親家庭等」といいます。）の方を対象に、家庭生活支援員（「ヘルパー」といいます。）派遣事業を行っています。登録された経験豊かなヘルパーを派遣し、一時的な保育や日常生活のお手伝いなどをします。

《こんなときにご利用ください》

- ◎ 母子家庭の母又は父子家庭の父の一時的なケガや病気
- ◎ 母子家庭の母又は父子家庭の父の自立促進に必要な技能習得のための通学や就職活動など
- ◎ 冠婚葬祭、母又は父の出張、子の学校等の公的行事への参加など
- ◎ その他、一時的に援助を必要とする状況になったとき

【お問合せ先】

高槻市子ども未来部子ども政策課ひとり親家庭支援チーム

TEL 072-674-7832

【ヘルプサービスの内容及び派遣時間】

派 遣 事 由		
① 社会通念上必要と認められる事由 ・一時的な疾病や看護・残業・冠婚葬祭・学校等の公的行事への参加・その他 ② 自立促進に必要な事由 ・技能取得のための通学 ・就職活動 ・その他		左記の派遣事由①②につき 各々年間 10 回程度を限度とする。
ヘルプサービスの内容		派遣時間
子 生 育 活 て 援 助 支 援	・乳幼児の保育 ・身の回りの世話 ・医療機関等との連絡 ・食事の世話（配膳など） ・生活必需品の買い物 ・その他必要な用務 （生活援助は利用者の居宅、子育て支援は講習会会場等で行うものを指します）	[原則として] 午前9時から 午後6時まで （但し、1 時間単位とする）

【申し込み時の注意事項】

《利用にあたっての注意事項》 ○ 支援内容は「非営利・有償活動団体保険」の保障範囲内となります。 ○ 日常的な家事の範囲を超える場合は派遣することができません。 ○ 高校生以上の同居家族がいる場合は原則として派遣できません。 ○ 緊急時や、ヘルパーの都合がつかない場合など、派遣をお断りすることがあります。 ○ ヘルパーのご利用をキャンセルされる際は高槻市ひとり親家庭福祉会までご連絡ください。														
《利用の申し込みに必要な事項》 ○ 利用希望者は、事前に「派遣対象家庭登録」をしてください。 ただし、緊急でやむをえない場合は、後日登録をすることができます。（要相談） ○ 利用手続きの際は、下記の書類が必要です。 ただし、公簿等で確認できる場合は省略することができますので、子ども政策課にお尋ねください。 ① ひとり親家庭等を証明する書類（児童扶養手当証書、ひとり親家庭医療証のコピー等） ② 所得等を証明する書類（所得証明書、生活保護受給証明書等）※源泉徴収票は不可 ○ 登録申請書には、顔写真（縦 4cm×横 3cm）を貼付してください。また、最寄の駅から自宅までの地図を裏面に詳しくお書きください。 ○ 出張時に利用する場合は、勤務先名、出張先、日時、連絡先を明記した書類を提出していただくことがあります。														
《派遣依頼受付時間及び場所》 ○ 月～土曜日（日曜日を除く） 高槻市ひとり親家庭福祉会 上西へ（TEL 090-1962-6004） （申し込みはいずれも9時～17時まで。できるだけ利用の2日前までに申し込みのこと）														
《利用料金》 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">利用世帯の区分</th><th colspan="2">利用者の負担額（1 時間あたり）</th></tr> <tr> <th>生活援助</th><th>子育て支援</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護世帯、市町村民税非課税世帯</td><td>0円</td><td>0円</td></tr> <tr> <td>児童扶養手当支給水準の世帯</td><td>150円</td><td>70円</td></tr> <tr> <td>上記以外の世帯</td><td>300円</td><td>150円</td></tr> </tbody> </table> ○ 利用者の依頼により、派遣家庭から他所へ出かける場合の交通費は、利用者の負担になります。	利用世帯の区分	利用者の負担額（1 時間あたり）		生活援助	子育て支援	生活保護世帯、市町村民税非課税世帯	0円	0円	児童扶養手当支給水準の世帯	150円	70円	上記以外の世帯	300円	150円
利用世帯の区分		利用者の負担額（1 時間あたり）												
	生活援助	子育て支援												
生活保護世帯、市町村民税非課税世帯	0円	0円												
児童扶養手当支給水準の世帯	150円	70円												
上記以外の世帯	300円	150円												